

市町税の取扱い決まる

合併すると、税金やいろいろな負担がうんと上るのではないかと、とても心配しているね！また、国保税については特に関心が深いんだがいつたい、どうなるんだね？……

◎ ご心配になることはよくわかります。その点は、協議会として十分理解しておりますし、細心の配慮をもって相談をすすめました。従って、なるべく「いままでとあまり変わらないでゆく」……ということを**基本**にしました。ただ、(1)いままでまちまちだったものをひとつにしなければならぬ。(2)きまりによつて市の基準額がある。(3)税が直接の福祉につながっているものがある……ということによって若干の変りがあります。

税目	課税標準	税率	納期限	摘要
市民税 (個人)	前年の所得について算定した総所得金額 退職所得の金額又は山林所得の金額による	所得割は現行通り、均等割は41年度現行通り、42年度以降全市400円	現行通り 6月、8月、10月、1月の各月末日	
市民税 (法人)	法人税法の規定によつて計算した法人税額	法人税割は現行通り、均等割年額 1,800円	税法に規定する申告納付期日	
固定資産税	賦課期日(1月1日)現在の価格で固定資産課税台帳に登録されたもの	税法に定める標準税率で $\frac{1.4}{100}$	4月、7月、9月、12月の各月末日	免税点を土他24,000円以下、家屋30,000円未満、償却資産登録価格150,000円未満とする
軽自動車税	税法の規定税率で現行通り	小型特殊自動車については年額 1,000円	4月の末日	
木材引取税	山元における素材の価格	$\frac{2}{100}$	毎月7日	
都市計画税	土地、家屋の固定資産税の課税標準となるべき価格	$\frac{0.2}{100}$	4月、7月、9月、12月の各月末日	都市計画区域外を除く
国民健康保険税	合併する今年の11月と12月の2ヶ月間は税も給付も各市町の現行通り、昭和42年の1月から3月末までの3ヶ月間は、税については現行通りだが、給付の方は世帯員7割給付に全市を統一する。昭和42年の4月からは、税も統一するが、税負担は今までよりあまり上らないよう新しい市の財源で援助する。昭和43年から新しい市としての国保の税制度をしっかりと定めることとする。 なお、昭和42年の1月に、世帯員の療養給付費を7割に上げると同時に出産手当、葬祭費なども現在の吉原市なみの給付額に上げることにする。			

合併をすると、いままでいろいろ

各種団体に対する補助金などは？

んな団体や機関がそれぞれの市町から受けていた補助金や交付金或いは融資などが受けられなくなりはないか？……また、区域が広がって、住民へのサービスなども悪くなりはないか？という心配が強いんだがどうなるんだね？……

◎ 合併がおこなわれれば或る団体は統合してひとつのものになることもあるでしょうし、また、そのままの形で独立してゆくなど、いろいろあると思います。しかし**支出されてきた補助金とか交付金は、それぞれの自治体で、その必要性和公益性が認められてだされてきたものです、この補助金や交付金などが交付されないことによつては、その団体や機関の活動をなくさせてしまうという心配**もあります。

したがって、合併しても、いままで支出されてきたいきさつとか実情というものを十分参酌して**激変をきたさないように措置**することにしました。つまりあくまでも、**良いものはのばして発展させてゆく**考えです。

また、住民に対するサービス面ですが、これなども合併によつて良くなるのが当然であつて、いままでよりも低下することは許されません。2市1町間の若干のデコボコをまず調整し、その上で**一日も早く新しい全市域一円にわたつて、それぞれの地域が同じように、いままでよりも高い水準のサービスが受けられるようにする**……ということによって決定されました。

なるほど！ぜひそうあつてほしいね！



読者にお答え ◎といへば合併の新市名がまともにならないようですがいままでの名称は用いずに全く新しい名をつけることはできないのですか……

(吉原市の一住民)

◎たええお互いの相談がまとまり、それを議会が議決すれば、どんな名前でもつけられます。ただ新市名については、最初から「円満な話し合いで決めよう！」ということになっていまして、その線にそつて協議しているわけです。やはり、一応主張すべきはして、最終的には円満な協議がととのうことと信じています。